

令和5年 消費税
インボイス制度始まる!

事務負担増 早めの対応必須!

登録申請は
令和3年10月1日から令和5年3月31日まで

登録事業者だけしか**適格請求書
(インボイス)**を交付することができません!

インボイス制度 適格請求書等保存方式 の概要 実務上対応のポイント

登録しないとどうなるのか? 免税事業者も他人ごとではありません!

令和5年10月1日からインボイス(適格請求書等保存方式)制度が導入されます。このインボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この制度により、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応が必要となります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

- ◎適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要・インボイス制度とは・施行スケジュールは
- ◎適格請求書発行事業者登録制度・どのような手続きが必要か、登録しないとどうなるのか
- ◎適格請求書発行事業者の義務・交付・保存義務と不正への罰則・電磁的記録
・記載に誤りがあった場合
- ◎適格請求書の記載事項・記載に当たっての留意点・売り手の留意点、買い手の留意点
- ◎適格請求書発行事業者の登録申請 ◎電子インボイスについて

《とき》 10月6日(水) 13:30~15:30

《ところ》 下北文化会館 リハーサル室1

《受講料》 会員 1,000円 非会員 2,000円

《定員》 20名

当日はマスク着用を
お願いいたします。

講師

小野寺税理士社会保険労務士事務所
(株)小野寺会計事務所 代表取締役
個人情報保護コンサルタント
NPO法人コーディネーター

小野寺 剛



1959年生、青森市出身。青森高校・法政大学卒。地域中小企業の要望を一ヶ所ではかなえるためのワ
ンストップオフィスサービスを展開している会計事務所(従業員20名)の代表。

税務会計や社会保険のサービスにとどまらず、顧客に助成金の利用やリスク対策、個人情報保護コンサル
などの提案型サービスを実施。また、起業や創業を目指す人を公的相談窓口や提携する司法書士や行政
書士などとともに支援している。かたわら、NPO法人ジュニアグローバルトレーニングスクール副理事長、
青森県金融広報アドバイザー、(社)青森法人会理事、JCI公認トレーナー、と活動範囲は多岐にわたる。

【主催】 公益社団法人 むつ法人会 中央支部

《お申し込みは法人会へ》 むつ市小川町2-11-4 TEL・FAX: 22-3997

《10月6日 インボイス制度 対応セミナー 参加申込書》

事業所名			
TEL	種別 どちらかに○	課税事業者 ・ 免税事業者	
受講者名			

本申込書で得た個人情報、セミナー以外で使用いたしません

※当日、体調が悪い方(発熱、咳、のどの痛み等)は参加をご遠慮くださいますようお願いいたします。